令和5年5月31日 子ども・若者部保育課

私立認可保育園における感染性胃腸炎の集団発生について

1 主旨

令和5年3月8日から12日にかけて、区内私立認可保育園において感染性胃腸炎の集団発生があり、在籍者113名中51名が発熱や嘔吐、下痢などの症状を訴え、うち36名からノロウイルスが検出された。感染者はいずれも重症化せず、1~2日で回復したが、保育園の給食提供を3月末まで停止した。

世田谷保健所による指導内容を確認したところ、当該園において基本的な感染症予防及び食中毒予防の対応に不備があり、感染を広げてしまったことが考えられることから、区として今回の件を重く受け止め、本件の経過と再発防止に向けた対応を報告する。

2 事案の概要

(1) 経過

①世田谷保健所の対応

令和5年3月11日(土)、世田谷保健所に当該園の園長より、「園児、職員の複数名が3月10日(金)以降より、胃腸炎の症状を呈している。」との連絡が寄せられた。

直ちに世田谷保健所職員が現地に赴き、3月11日(土)から17日(金)にかけて、食中毒と感染症の両面から、世田谷保健所による施設調査を実施した。

調査の結果、発症の園児、職員(調理従事者含む)からノロウイルスが検出されたが、 検食と調理室内のふき取り調査による検体からはノロウイルスの検出は認められなかっ た。しかし、検食の一部保管漏れによる不備があり食中毒の可能性を完全には否定 できないことから、3月24日(金)施設に立ち入り、園長ほか監査役、保育責任者、看護 師、調理従事者に対して当日時点での調査結果の報告及び不備事項の指摘、改善をするよ う、口頭で指導した。加えて、3月29日(水)に、運営法人に対して文書による指導を実 施し、改善報告書の提出を求めた。さらに4月19日(水)調理従事者、園長、監査役、法 人事務局長に対し再発防止講習会を実施した。その後、法人より4月25日(火)に改善状 況報告書が提出された(別紙1)。

②子ども・若者部(旧保育部)の対応

3月11日(土)、世田谷保健所より保育部へ第一報が入った。直ちに保育部より園長へ連絡し、当面、給食を休止することを確認し、法人とも、園を支援し事態の収束に向けて対応することを確認した。

世田谷保健所が行う指導と並行して園への支援を行い、調理従事者の陰性が確認できたことから、4月1日(土)より給食を再開した。

(2) 発症状況

【症例定義】

令和5年3月10日を中心とする5日間(3月8日から3月12日まで)で、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発熱のいずれかの症状を呈した者。

①発症状況 (発症者/在籍者)

園児0歳児	0名	/	7名	
園児1歳児	0名	/	9名	
園児2歳児	2名	/	12名	
園児3・4歳児①※	11名	/	16名	
園児3・4歳児②※	6名	/	17名	
園児5歳児	12名	/	19名	
職員	17名	/	27 名	
調理従事者	3名	/	6名(実質は	5名)
合計	51 名	/	113名	

※3・4歳児は2グループで 合同保育を実施

②患者検便の結果(3月13日~17日提出分)

検体種別 検体名 -			備考	
伊伊里加	伊平石	食中毒細菌	ウイルス	7用 45
園児	25 名	(陰性) 25/25 検体	ノロウイルスG II (陽性) 19/25 検体	3/13~17 搬入
職員	16名	(陰性) 16/16 検体	ノロウイルスG II (陽性) 14/16 検体	3/13~17 搬入
	A	_	I	非発・3/13 搬入
調理従事	В	_	ノロウイルスG II (陽性)	発症・3/14 搬入
神性化争者	С	_	ノロウイルスG II (陽性)	発症・3/14 搬入
1	D	_	ノロウイルスG II (陽性)	発症・3/15 搬入
	Е	_	_	非発・3/16 搬入

③検出者の内訳(陽性者/検査実施者)

園児0歳児	— 名	/	0 名
園児1歳児	— 名	/	0 名
園児2歳児	1 名	/	1 名
園児3・4歳児①	5 名	/	7 名
園児3・4歳児②	5 名	/	7 名
園児5歳児	8 名	/	10 名
職員	14 名	/	16 名
調理従事者	3 名	/	5 名
合計	36 名	/	46 名

- (3)世田谷保健所による施設調査(調査期間3月11日~3月17日)
- ①検査実施内容と結果

検食(3月6日(月)~10日(金)までの昼食とおやつ計22検体)、調理室内のふきとり調査8箇所を行ったが、食中毒細菌、ノロウイルスともすべて陰性。

②感染症の原因となる情報

3月9日(木)11時30分過ぎ保育室で、3・4歳児①クラスの3歳児のズボンが便で 汚れているのを確認した。排泄した時間の詳細は不明だが、発見の直前まで園庭で外遊び をしていたので、その時既に排便していた可能性がある。園庭から保育室に戻る際は、園 児たちが共用のバスチェアに座って足洗いをするので、複数の園児にバスチェアを介して 汚染した可能性がある。

保育室で気づいた担任はクラス内のトイレまで一緒に移動し、トイレ内で着替えさせた。 汚物処理後は次亜塩素酸ナトリウム消毒液でトイレ内を消毒した。園庭から保育室までの 動線上の消毒は翌朝の通常の清掃を実施し、消毒はしていない。

- ③調査時に判明した食品取扱および感染症拡大防止について不備のあった事項
 - ・3月9日提供のおやつ「ココアケーキ」の検食保管がされておらず、検査を実施できなかった。
 - ・調理従事者以外の延長保育を担当する保育士が、延長保育時に使った食器を洗浄するため調理室に日常的に出入りしており、ノロウイルスが給食室に流入するリスクがあった。
 - ・調理従事者が食事を事務室前の通路の床暖房部分に座って食べており、食事中に子ども 達と近距離で会話をする、スキンシップをとるということがあったため、感染リスクが あった。
- (4) 施設への指導事項と改善状況 別紙1「改善状況報告書」のとおり。
- 3 子ども・若者部としての再発防止策

感染性胃腸炎の感染拡大防止及び施設における集団食中毒の予防についての注意喚起を、 3月27日(月)に全ての公私立保育施設宛にメール等で周知した。

当該園への支援として、3月31日(金)に保育部の看護師と世田谷保健所の保健師が園を訪問し、施設消毒や嘔吐処理の方法など衛生面についての確認とアドバイスを行った。また、4月10日(月)にも子ども・若者部の看護師・栄養士と世田谷保健所の保健師が園を訪問し、指導事項の改善に向けた相談支援を行った。なお、再発防止策の立案や衛生管理の改善に時間を要したことや、本件以外の運営面で保育施設への法人による支援に懸念点が見受けられたため、保育課の保育サポート訪問による支援を当面継続する。

4月12日(水)開催の私立保育園長会及び18日(火)開催の区立保育園長会において、 今回の事案の発生を改めて報告するとともに、感染症拡大防止及び食中毒予防のための留意 事項を周知し、各園において、今回の事案を参考にしながら園運営における調理業務や感染 症予防に対する対策を改めて確認するよう指示した。

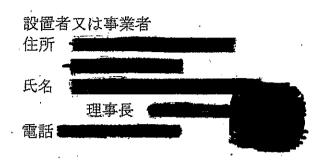
今後も、感染症や食中毒の発生を未然に防げるよう、保育サポート訪問による園支援や保健研修の実施等により、感染症予防や衛生管理が適切に行われるよう、徹底していく。

別紙1

令和 5年 4月25日

世田谷保健所··

所長 向山 晴子 様



改善状況報告書

令和 5年 3月29日付4世保生第2280号により通知のあった「食品の取り扱い及び感染症予防に関する指導注意について」を受けて、別紙のとおり改善状況を報告します。

添付資料

「給食日常点検記録簿及び日誌」「子ども・職員・体調記録簿」



施設・事業所名: 所在地: 設置者・事業者:

改善を要する事項

- ① 検食を漏れなく保存すること(3月9日提供おやつのココアケーキが保存されていなかった)
- ② 調理場に調理従事者以外の者を立ち入らせないこと(やむを得ない際は、調理従事者と同等の衛生措置をとること)
- ③ 調理従事者は調理勤務時間中に外部からの汚染を給食室に持ち込む行動を取らないこと (園児との接触、感染リスクの高い場所での食事)
- ④ 園児と職員の健康管理・欠席状況の把握等を行い、平時からの保育園サーベイランスの入力と 感染症集団発生時の報告を徹底すること
- ⑤ 平時からの環境消毒などの施設内管理ならびに、感染症の疑いのある園児への適切な感染対策を取ること(感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理の徹底、施設内の適切な消毒)

番号	原因	改善方法	改善状況	改善の時 期
	①検食を漏れなく保存するこ (3月9日提供おやつのコニ	こと 1アケーキが保存されていなか	った)	
	○日々の給食食材、提供したものを検食として保存する際の役割分担が明確でな	○ 保食担当者を決めた。○ 釜担当になる人が責任者となって検食をとる。		令和5年 4月1日
	かった。	給食日常点検記録簿及び日 誌に検食表を組み込む。	をすることで確実に 検食を取る事ができ ている。	給食日常 点検記 海及び日 誌に検食
①	®職員間でダブルチェック を行うなどの声の掛け合い がなかった。	®担当者は、検食を保存する際に他の職員と声掛け、指差 し確認でダブルチェックを	®声掛け、指差し確認 を行う事で、他の職員 もそれぞれが取って	を記載に 5月1日 り
,		する。	いるのか意識している。	
1	◎検食保存の毎日の記録を していなかった。	◎毎日園長または、次席が記録を確認する。	◎「給食日常点検記録 簿及び日誌」は、毎日 ● (休みの場合は	
	以前にも検食の保存漏れが あった。その際に事故報告 を上げていなかった。	*添付資料 「給食日常点検 記録簿及び日誌」参照	後、園長に提出して確認している。	,
•	また、検食の保存漏れを園 長は把握していなかった。			
·				

②調理場に調理従事者以外の者を立ち入らせないこと (やむを得ない際は、調理従事者と同等の衛生措置をとること)

○日常的に調理従事者以外の職員の立ち入りがあった。毎日調理従事者以外の職員が調理場に立ち入り、延長保育で使用した食器を洗浄し、片づけを行っていた。

④基本的に調理場に調理従事者以外の者は立ち入らない。やむを得ない際は、調理従事者と同等の衛生措置をとる。

延長保育で使用した食器の 片づけは事務室の流しを使 用する。 ●延長保育時間帯は、 事務室にて食器洗浄 後調理室カウンター に戻すようにした。翌 朝、調理従事者がカウ ンター(調理場内)か ら回収し食器洗浄機 にかけている。

令4 (育には日施 和月延の関4か) 年日保器て3実

®外部の修理業者なども、 作業着のままでの調理場内 に立ち入り、作業を行って いた。

(2)

®修理等で業者が立ち入る際には、調理従事者と同等の健康観察と衛生管理を徹底する。手洗い、使い捨ての頭がある。手洗い、使い捨ての頭がある。手洗いではいかである。 対バーの着用をしてもらう。 業者が使用したサンダルや触れた場所は消毒をする。サンダルの消毒は調理業務をリングルの消毒は調理業務といるを避けるため)

®外部業者用の使い 捨てのエプロン、マスク、手袋、頭髪カバー、 業者専用のサンダル を準備して棚に常備 した。

また、使用済みのエプロンなどはビニール袋にまとめてもらい調理室以外のごみ箱に廃棄する。

業者用へ貸し出すサンダルは色を分けて 職員との区別をして 業者用と大きく明記 し、使用後には消毒を する。 ③調理従事者は調理勤務時間中に外部からの汚染を給食室に持ち込む行動を取らないこと (園児との接触、感染リスクの高い場所での食事)

○高調理従事者の食事環境 ・不特定多数の園児や職員、 子どもが行き交う廊下や共 有スペースで調理職員が食 事をとっていた。

調理用のコックコートは脱いで出ていたが座卓を用い て廊下に直に座っていた。

・食事中に子ども達と会話 をする、スキンシップをと るということがあった。

(3)

B調理従事者による配膳

・園児の食事を提供するワゴンを調理従事者が保育室の中まで運び入れていた。 その際、調理着(コックコート、帽子)のまま配膳し、調理室内に戻っていた。

△Bともに嘔吐下痢症状が 確認されていても、継続さ れていた。

特にAについては、下痢で お漏らしをした園児のウィ ルス汚染が十分に考えられ る動線上で調理従事者が食 事をしたことになる。

(ウィルス汚染が考えられる動線の消毒はしていなかった。)

・使用テーブルは、食前、食 後は 0.02%の塩素で消毒す る

®調理従事者は、調理場内で盛り付け、配食を行う。保育室への運搬および保育室での盛り付け、配膳は、保育士が行う。

(A)食事については、3月 13 日より変更している。

・使用テーブルは食前 食後に 0.02%の塩素で 消毒している。

®保育室への配食は、 1階は調理従事者が調理室でワゴンに乗せ て廊下に出す。その後 の運搬は、保育士が行 う。

2 階は昇降機を利用 し、その後の運搬は、 保育士、事務所の職員 が行う。

・クリーニング込みの ユニフォームレンタ ルを7月から導入 定とし、それまで 調理着については自 宅にて洗濯後アイ海 している。

・調理場外のスリッパを場内にしまう際はスリッパ裏を塩素消毒する。施設の構造上やむを得ず、その後に手洗いの徹底をしている。

④園児と職員の健康管理・欠席状況の把握等を行い、平時からの保育園サーベイラン 入力と感染症集団発生時の保健所、保育課への経過報告の徹底すること

⑥病ケの状況、感染症拡大 状況の把握、登園自粛で無 症状なのかの把握ができて いなかった。

(4)

B子どもの健康状態の周知 職員間でも共有できていな かった。管理者によるチェ ック体制がなかった。

(A)B)休みの電話連絡が入っ た際に書き留めておける、連 絡ノートを作成し、情報を共 有する。

AB園医とも連携し 把握に努めている。

・「子ども・職員・体 調記録簿」をリーダー が見たらサインしク ラスに情報を回す。情 報を受け取れない職 員は自分で見て確認 のサインをする。電話 連絡を受けた者が書 き込み、看護師だけで なく、全職員が感染症 の動向と欠席理由の 把握ができるように する。

・連絡なく欠席の家庭 情報も確実に確認す る。必ず園から電話を 入れ、理由を把握し、 「子ども・職員・体調 記録簿」に記載する。 職員各自がノートを みて確認している *添付資料「子ども・ 職員・体調記録簿」 参照

◎看護師が不在時のサーベ イランス入力をしていなか った。

® 感染症集団発生時の保健

所、保育課への経過報告の

徹底ができていなかった。

◎平時においても、看護師が 不在の際には他職員(管理の 職に付く職員2名)がサーベ イランス入力を担当する。ま た、周辺地域の感染症等の状 況を把握し、保護者や職員に 発信する。周辺地域の感染症 発生状況は全体掲示で保護 者に周知する。

D園内で集団感染が疑われ る際には、保育課保育育成支 援担当と世田谷保健所感染 症対策課に報告する。

令和5年 4月1日

子ども・ 職員・体 調記録簿 の開始令 和 5 年 5 月 17 日

©サーベイランス入 力方法を 確認して実施してい る。

サーベイランスを毎 日確認して、周辺地域 の感染症が増えてい る、園内でも増えてき ている際に全体掲示 にお知らせを出して いる。

◎保育課から頂いた 事故発生時の連絡先 について、マーキング を行いどこに連絡を 入れるかを明確にし

⑤平時からの環境消毒などの施設内管理ならびに、感染症の疑いのある園児への適切な感 染対策を取ること

(感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理の徹底、施設内の適切 な消毒)

A平時の環境消毒などの施 設内管理と感染症の疑いが ある園児への適切な感染症 対策、排便や便のおもらし をした際の対応が適切でな かった。

(5)

A平時の消毒は

保育室・おもちゃ…水拭き (週に1回以上は 0.02%次 亜塩素酸ナトリウム) トイレ…平常時 0.02%次亜 塩素酸ナトリウム 布団…土曜日にローテーシ ョンで天日干しし、年 1~2 回クリーニングする。

A0.1%次冊塩素酸ナ トリウム、使い捨てエ プロン・手袋・マスク を各トイレに常備。下 痢など通常と違った 便が出た時にはすぐ に使用できるように 用意した。

4月1日

下痢・軟便時の消毒方法 …平時でも下痢・軟便が出た 時には、使い捨てエプロン、 手袋、マスクをして対応し、 触れたと思われる場所を 0.1%次亜塩素酸ナトリウム で消毒していく。感染症流行 時は全て0.1%次亜塩素酸ナ トリウムを使用して行う。

・次亜塩素酸ナトリウ ムはスプレーが使用 しやすいため追加で 購入予定(5/18 注文)

令和 5 年 5月17 H

令和5年

®ごみ箱はつまみ部分から の接触感染のリスクがあ り、特にトイレ前や手洗い 場に適切ではなかった。

Bゴミ箱の蓋を無くす。

Bゴミ箱の蓋を無く した。

令和 5 年 5月17 Η

○おむつマットに使い替え がなくて、アルコールタイ プの除菌ウェットティッシ ュで消毒していた。

②おむつマットの変えを用し 意する。平時はアルコールタ イプのウェットティッシュ|替えの物を用意した。 でなく、便や尿も 0.02%次 亜塩素酸ナトリウムに変え た。

©おむつマットは大 きさをカットして代 便や尿に関わる部分 ではアルコール消毒 を無くして 0.02%次 亜塩素酸ナトリウム に変えた。

②保健所及び保育課 から通知のあった吐 物処理の方法を用い て、職員研修を行っ 100

◎嘔吐処理時の次亜塩素酸 ナトリウム濃度

処理の仕方の周知が不十分 だった。

D0.1%次亜塩素酸ナトリウ ムは便付着時の消毒、感染症 等の流行時に使い、濃度をボ トルに分かり易く明記

次亜塩素酸ナトリウムの 使用場面、方法については各 トイレに掲示する

・感染状況を早めに園長、看 護師などで適切に判断して 園全体に張りだしなどをし

® 下痢、嘔吐が数名出ている時点での危機管理がたりず、十分な消毒を行っていなかった。

®児の嘔吐が多発しているにもかかわらず、ウィルス汚染が十分に考えられる移動した動線、廊下全体や触れたであろうドアノブなどの消毒を行っていなかった。

また、汚染された場所を 通らないようにという指示 出しや、体調不良者の情報 共有がなく、調理従事者が 園内を往来していた。 て周知していく。

®保健所からの通知を受けて、OJT に嘔吐した子を移動する際、嘔吐物が付着した職員が着替えなどで移動する際の注意点を組み込み、消毒の徹底を周知する。

⑨嘔吐が発生した際には調理従事者に伝達し、どこで誰が嘔吐し、どの部屋で待機するのかの手順を決めて、嘔吐現場へ近づかない対応を取る。

また声掛けや導線につい ては年間を通して模擬訓練 を行う。 ®吐物処理セットの 内容も見直し、足カバーを追加した。

職員の動きの模擬 訓練らについては今 後5~6月にかけて 今回のケースの検討 を行う予定である。

即
動線を見直し後の動きについては、模擬訓練を行うと同時に、今後も今回のケースでやその他のケースで年間計4回の訓練を予定している。

現在、 の給食衛生管理マニュアルについて6月末までに改訂作業を行っています。

/日(月) 記録者

i	給食日常点	検記録簿 及び B	3誌 2	023年度	5月 1日	(A) s	記録者 🖠		
	水質核滸	水道残留塩素	冷凝麻		保存金数印 ·	r a chai	18 .	11	所而作在
始集	部 (海)有)	(0,4 mx)	冷威峰 5°C以"	न	- 20°C以下	1.15000	k	1	1 時前後
色・湯	り・臭い・異物	測定時間	. 3	•c	10 'C	温度 2.2 c 温度	158%	温度之分。	C BEE . W
終期	sif(魚)·有)	午前 7 時 6 5分	冷凍用-18度		冼 棄処分	. 14時前後	ŧ	1	4時前後
色·汤	リ・点い・異物	基準0.1ml	-2(·c 4/10) ~ 4/15	温度22°C 温度	165%	<u>ши2</u> Ç	C 湿胶 9%
				(************ *	,HI1400	- 4444	840		程長おやつ
食数	7	6	9	21	(8)	0	30	>	2

献立名	測定食品名				L .	THESTAR		記載時間	配膜時間			取材料
iνπ-α	E-HRALASIN.	加料	中心温度	(°C)	再加約4度や 油却不成の対	すみやかに冷 切した (O×)	6104	乳児	幼児	調理者	战女权理者	快点强
豚肉の主奏焼き	版图录	95	92	96	`		10:30	[[:00	13=00	I		
春もかりのサラター	キャクリリ	93	93	9.5		0	9:55	11:00	ر2:00			
2+2:+	たまねま"	92	94	94		-	10:25	[[:00	(2:00			
甘夏みかん	•						. :	:	:			
豚肉の生姜焼き	振り-2	91	95	93			[(20	. :	(2:00			
							;	:	;			
模えびおにまり	大谷で、これ公本	86	90	91			(4:00	1500	5: O			
2+ 3=+	3中华什八	21	9.4	96	-8		[3:50	l 500	. :			1
フライドボナー	じゅかないも	87	29	92		,	1	-	(8:(5			
LSTEITW来。意物	じゅかれもを	89	9 4	96	•		(3:50	1500	:			
ton"10/0 no-2+	Foreign	p- 67	90	96	·		9:50	(0:60	:			
2-70	Estat Copilet	87.	91	93			9:30	โซ:๐๐	:	:		
かいきとやさい変	p~C*.‡	22	94	95			03:0]	10:20	:			
2+3=t	U's prilite	89	92	98			10:10	[020	:			
が穏やさいとがめ	起秦O 主由	06	29	92			(0 35	10:45	:			
at ?it	Cuparcit	80	90	95			[0:35	10:45	.:			
) USJEN松华·奎畅	全体	90	Q 1	97			(3 50	[4 ²⁰]	:			
2+3:1	全体	8.6	90	94	,		[3 50	[4:20	:			

〈野菜・果物殺菌〉

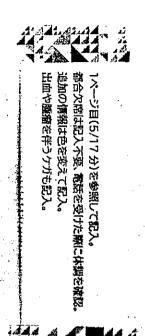
電解次亜塩素酸水で1分間流水(全体が漬かってから) (O×)				
Ø				
0				
n .				

••			
		,	
	•		

備考・連絡

休みの職員への報告 担当: 休みの職員は確認したらサイン 確認:

●選挙が設める特 店設へGMTみや昆虫の後入を防止するための設備に不償はないか 施設の訓浄は、確実に行われたか。(床面、内型のうち床面から1m以内の部分の手指の触れる場所) 施設に資料者が入ったり、調理作業に不必要な約品が置かれていないか。 施政は十分な換気が行われ、高温多温が避けられているか。 手洗い浴糞の石けん、爪ブラシ、ベーバータオル、段密液は透切ですか。 ●原材料の取り扱いの点検 原材料の約入に施しては調理従事者等が立ち会ったか。 彼収場で原材料の品質、鮮度、品温、異物の選入等について点枚を行ったか。 原材料の約入に際し、生鮮食品については、1階で使い切る質を料理当日に仕入れたか。 原材料は分類ごとに区分して、原材料専用の保管場に保管施設を設け、通切な温度で保管されているか。 ø 原材料の急糞の汚染を保管設備に持ち込まないようにしているか。 Ò 保管監備的で原材料の相互汚染が防かれているか。 原材料を配送用包装のまま非汚染作業区域に持ち込んでいないか。 ●調理器具の点検 包丁、まな友等の隅環器具は用途別及び食品別に用意し、混両しないように使用されているか。 0 **脚環難其、容録等は作業動線等を考慮し、予め透切な場所に透切な数配置されているか。** 演型器具、容能等は使用後(必要に応じて使用中)に洗浄・殺弦し、乾燥されているか。 調理場内における器具、容器等の洗浄・效菌は、すべての食品が調理場から幾出された後行っているか。 点 【使用中すやむをえない場合は、沈浄水等が飛散しないように行うこと】 検 **調理機械は、使用後、分解して洗浄、消潰し、乾燥されているか。** 項 すべての阅读器具、容器等は衝生的に保たれているか。 ●透理等における点後 Ξ 非非希洋派区域内に汚染を落ち込まないよう、下処理を確実に実施していますか。 0 冷凍又は冷寒投傷から出した原材料は遠やかに下処理、偽理に移行させてるか。 非加熱で供される食品は下処理後速やかに関理に移行されているか。 0 野菜及び集物を加熱せずに供する場合には、 適切な洗浄(必要に応じて殺傷)を実施しているか。 加熱調理食品は中心部が十分(85°C以上で90秒間以上)加熱されているか。 e 食品及U9勤性の関連器具並びに器具の取り扱いは珠面から60cg以上の場所で行われているか。 (ただし、ほわ水等からの直接汚染が防止できる食缶等で食品を取り扱う場合には、30cm以上の台にのせて行うこと。) o加熱腐理後の食品の冷却、非加熱調理食品の下処理における調理場等での一時保管等は消濃な場所で行われているか。 加熱調理食品にトッピングする非加熱関理食品は、直接現食する非加熱関理食品と同様の衝生管理を行い、 トッピングする時期は提供までの時期が極力短くなるようにしているか。 加熱調理食品後、食品を冷却する場合には、遊やかに中心温度を下げる工夫がされているか。 **洞理袋の食品は、他からの二次汚染を防止するため、衛生的な容器にふた等をして保存しているか。** 海運後の食品を適切な温度管理(冷却過程の温度管理を含む。)を行い、必要な時刻及び温度が記録されているか。 調理後の食品は2時間以内に異食されているか。 京変物容皆は、お具、汚波がもれないように管理するとともに、作業終了後には速やかに掃除し、衛生上支障のないように保持されているか。 9 退却された残法は、非汚染作業区域に持ち込まれていないか。 Ŏ **産業物は、適宜集獲場に撤出し、作業場に放置されていないか。** 9 疫苗物集風場は、廃棄物の救出後清掃するなど、周囲の環境に選彫費を及ぼさないよう管理されているか。



(12-15 (13:45 ľŽ 1.05 EX (10.30) 41/13 (040) 3 (40x) 5/17 5/2 ć Č 61/5 る名が、サイン 3/2 是是如 FU Ŋ >3 名の 里特别为政府要依据是《四条资子》的《时间的作》中) 本作者 表《左腔》(* 本) 四級的後輩園、及びたけたかもと話れた。 ヤアールら はい ナンニナインナ %更多多日本 右耳外耳近の七か余り、なんこう姿布 ナがっていそらる 38.1°C. 母家(迎达月) 另近 をときられない。受診し直の下でを回う可をかとにん であるといくまであるからり、 分野の変のたいておらず、平日 38.3%でで早退 死人2014十%走面。 時の解える なすいない 年日を珍し、直部に全国の了石を別いてから THE REAL PRINTERS RESTORA ヘックレエンド 人を出 %5 5回下的 54程性小小小物路 可被 別が二17モ京本事まとのことだっかこ 李旦即署日から帝国可 がでから日本~38とで大方

七位 ノキングラ

5/17 (FK)